

十管区水路通報

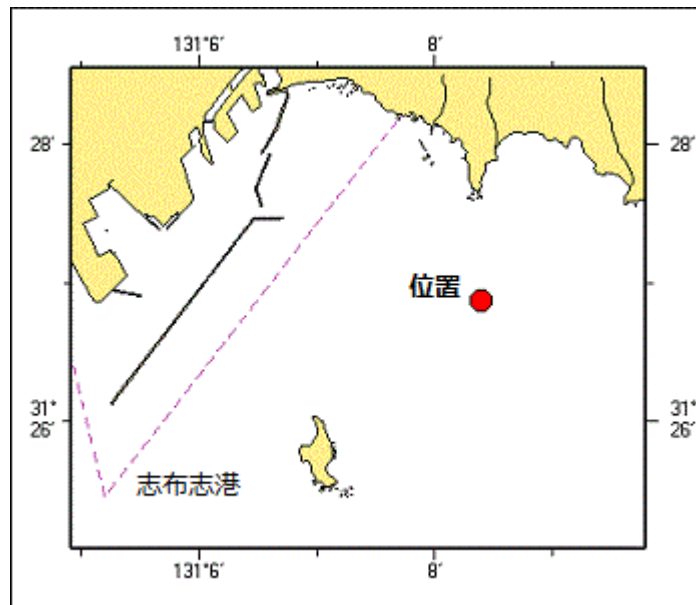
第 13 号

(令和6年3月22日～令和6年3月28日 掲載分)

- 第 127項 九州東岸 - 志布志港付近 いけす設置
- 第 128項 南西諸島 - 種子島、島間港及び付近 防砂堤改良工事実施
- 第 129項 南西諸島 - 奄美大島、笠利湾 導灯光達距離変更
- 第 130項 南西諸島 - 沖永良部島、伊延港 導灯光達距離変更
- 第 131項 九州東岸 - 細島港 小型船舶操縦訓練
- 第 132項 九州西岸 - 熊本港 防波堤築造工事等
- 第 133項 九州西岸 - 島原湾 灯浮標一時撤去(予告)
- 第 134項 九州西岸 - 甬島列島西北西方 射撃訓練
- 第 135項 九州南岸 - 鹿児島港、谷山2区 灯設置
- 第 136項 南西諸島 - 屋久島 灯台光達距離一時変更
- 第 137項 南西諸島 - 沖縄島東方 射撃訓練

★6年127項 九州東岸 - 志布志港付近 いけす設置

いけす (10m×10m) が設置されている。
期 間 令和6年6月30日まで
位 置 31-26-52N 131-08-23E
備 考 設置位置を白色灯付浮標で表示
海 図 W 1 8 5
出 所 志布志海上保安署



★6年128項 南西諸島 - 種子島、島間港及び付近 防砂堤改良工事実施

(十管区水路通報5年49号510項削除)
起重機船及び潜水士による防砂堤改良工事等が実施されている。
期 間 令和6年8月23日まで、日出～日没
(防砂堤改良工事)
区域 1 4地点により囲まれる区域
(1) 30-28-02N 130-52-02E

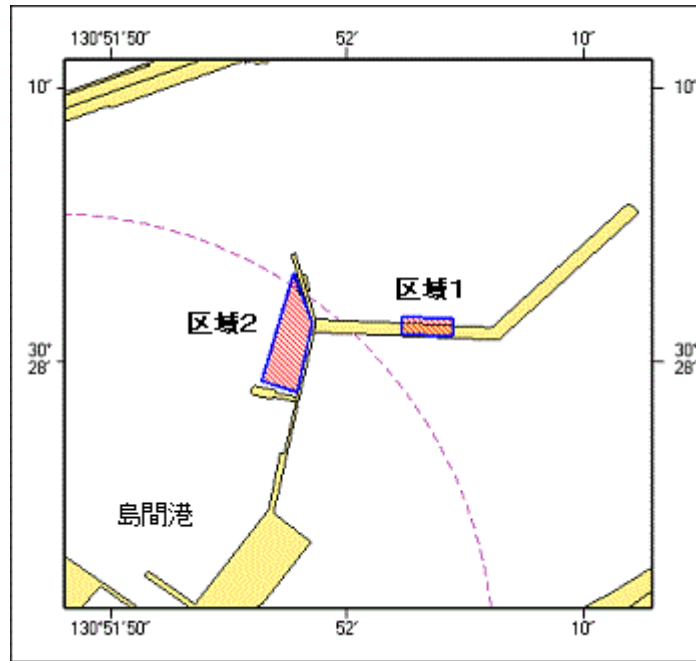
- (2) 30-28-02N 130-52-04E
- (3) 30-28-01N 130-52-04E
- (4) 30-28-01N 130-52-02E

(消波ブロック仮置き)

区域2 3地点及び陸岸により囲まれる区域

- (5) 30-27-59N 130-51-58E (岸線上)
- (6) 30-27-59N 130-51-56E
- (7) 30-28-03N 130-51-58E (岸線上)

備考 付近に警戒船を配置
 潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚
 海図 W216 (島間港)
 出所 種子島海上保安署



★6年129項 南西諸島 - 奄美大島、笠利湾 導灯光達距離変更

(十管区水路通報6年10号106項削除)

下記導灯は光度及び光達距離が変更された。

- 1 「赤木名港導灯(前灯)」(灯台表第1巻、6937.5)(28-26.7N 129-39.7E)

光度 (変更前)実効光度830カンデラ
 (変更後)実効光度5200カンデラ
 光達距離 (変更前)8.5海里
 (変更後)12.0海里

- 2 「赤木名港導灯(後灯)」(灯台表第1巻、6937.51)(28-26.6N 1129-39.7E)

光度 (変更前)実効光度830カンデラ
 (変更後)実効光度5200カンデラ
 光達距離 (変更前)8.5海里
 (変更後)12.5海里

海図 W245-W225
 出所 十本部交通部、奄美海上保安部

★6年130項 南西諸島 - 沖永良部島、伊延港 導灯光達距離変更

(十管区水路通報6年10号107項削除)

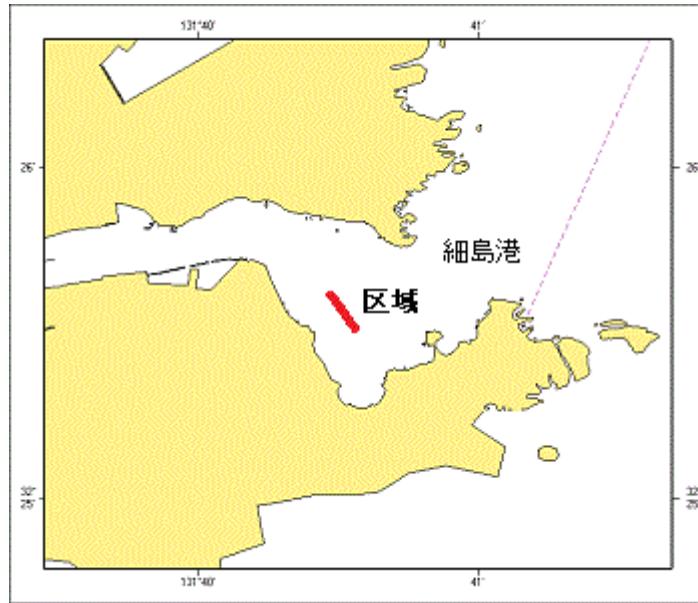
「伊延港導灯(前灯)」(灯台表第1巻、6968.5)(27-24.9N 128-38.6E)及び
 「伊延港導灯(後灯)」(灯台表第1巻、6968.51)(27-24.8N 128-38.6E)は、
 光度及び光達距離が変更された。

光度 (変更前)実効光度830カンデラ
 (変更後)実効光度5200カンデラ
 光達距離 (変更前)8.5海里
 (変更後)12.5海里

海 図 W 1 8 3 (伊延港) - W 1 8 3
出 所 十本部交通部、奄美海上保安部

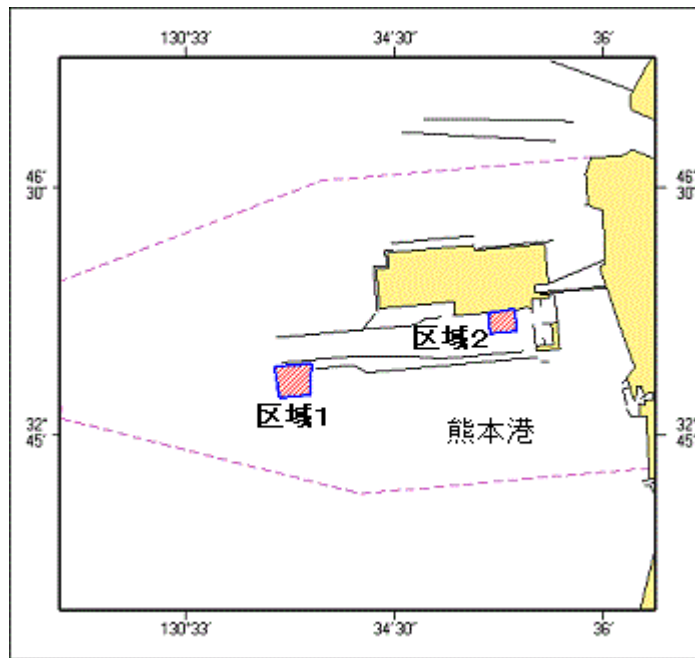
★6年131項 九州東岸 - 細島港 小型船舶操縦訓練

小型船舶操縦訓練が実施される。
期 間 令和6年3月28日～29日、0730～1720
区 域 2地点を結ぶ線上、幅50m
(1) 32-25-37N 131-40-29E
(2) 32-25-31N 131-40-34E
備 考 区域内に浮標3基を設置
海 図 W 1 2 2 3
出 所 細島港長



★6年132項 九州西岸 - 熊本港 防波堤築造工事等

潜水士及び起重機船等による防波堤築造工事等が実施される。
(防波堤築造工事)
期 間 1 令和6年4月1日～7月31日、日出～日没
区 域 1 4地点により囲まれる区域
(1) 32-45-26N 130-33-54E
(2) 32-45-14N 130-33-53E
(3) 32-45-14N 130-33-40E
(4) 32-45-25N 130-33-38E
(ケーソン積み込み作業)
期 間 2 令和6年4月1日～7月31日、夜間
区 域 2 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(5) 32-45-46N 130-35-22E (岸線上)
(6) 32-45-38N 130-35-22E
(7) 32-45-37N 130-35-11E
(8) 32-45-44N 130-35-10E (岸線上)
備 考 付近に警戒船を配置
潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚
海 図 W 1 7 1
出 所 熊本海上保安部



★6年133項 九州西岸 - 島原湾 灯浮標一時撤去 (予告)

灯浮標が一時撤去される。

一時撤去予定日 令和6年4月上旬

- 1 熊本県漁連長洲港南沖灯浮標(灯台表第1巻、6417.5)
位置 32-51.8N 130-26.1E
- 2 熊本県漁連菊池川口南西沖第1号灯浮標(灯台表第1巻、6418.4)
位置 32-50.1N 130-27.4E
- 3 熊本県漁連菊池川口南西沖第2号灯浮標(灯台表第1巻、6418.5)
位置 32-50.0N 130-27.5E
- 4 熊本県漁連熊本港北西沖第1号灯浮標(灯台表第1巻、6423.4)
位置 32-48.0N 130-29.1E
- 5 熊本県漁連熊本港北西沖第2号灯浮標(灯台表第1巻、6423.5)
位置 32-47.4N 130-28.6E
- 6 熊本県漁連緑川口西沖第1号灯浮標(灯台表第1巻、6424.4)
位置 32-43.5N 130-28.8E
- 7 熊本県漁連緑川口西沖第2号灯浮標(灯台表第1巻、6424.5)
位置 32-43.0N 130-28.8E
- 8 熊本県漁連赤瀬港北西沖灯浮標(灯台表第1巻、6427.5)
位置 32-39.4N 130-29.7E

海図 W172-W169
出所 十本部交通部

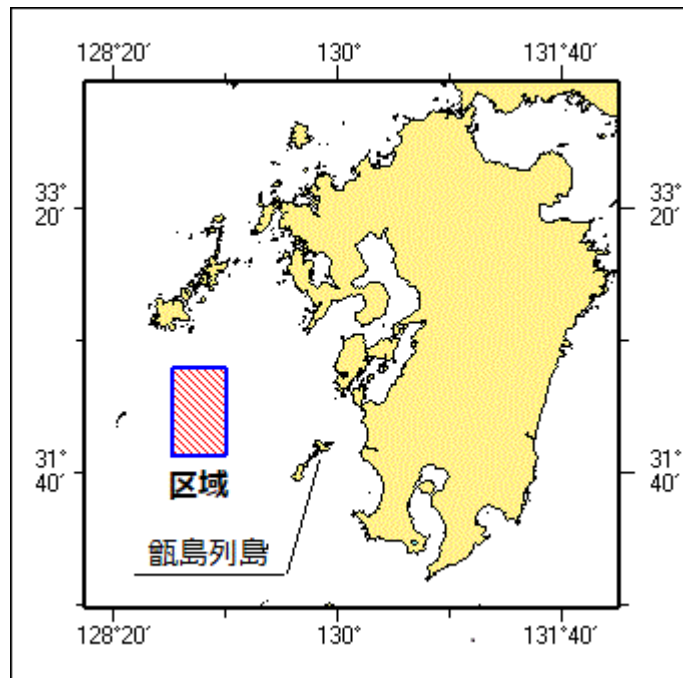
★6年134項 九州西岸 - 甕島列島西北西方 射撃訓練

フォックストロット区域において、自衛艦による水上射撃及び対空射撃が実施される。

期間 令和6年4月15日～19日(予備日20日、21日)、0800～1700

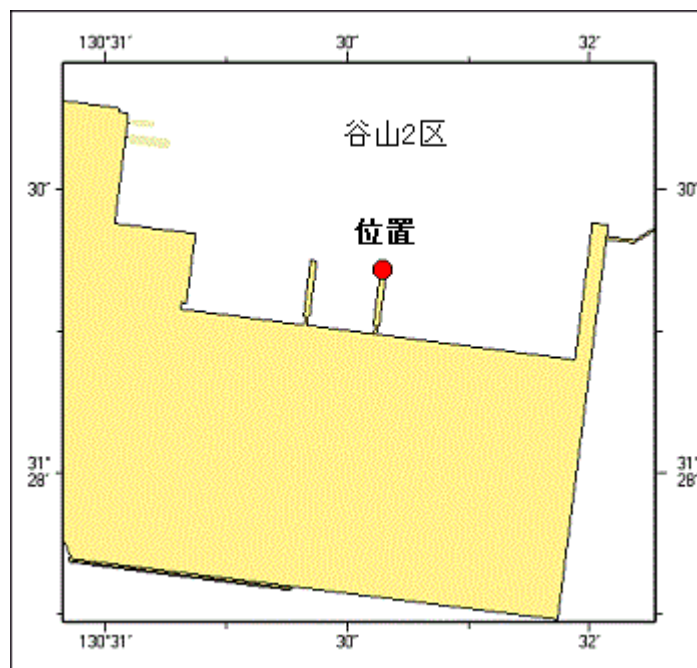
- 区域 4地点により囲まれる区域
- (1) 32-20-12N 128-45-52E
 - (2) 32-20-12N 129-09-52E
 - (3) 31-47-12N 129-09-52E
 - (4) 31-47-12N 128-45-52E

備考 訓練実施中、実施艦に「B」旗が掲揚される
海図 W213-JP213-W187-JP187-W180-W437
出所 防衛省海上幕僚監部



★6年135項 九州南岸 - 鹿児島港、谷山2区 灯設置

下記位置に黄色灯が設置された。
 位置 31-28-21.5N 130-31-34.3E (棧橋先端)
 海図 W214B-JP214B
 出所 十本部海洋情報部



★6年136項 南西諸島 - 屋久島 灯台光達距離一時変更

(十管区水路通報6年11号115項削除)
 「一湊灯台」(灯台表第1巻 6921、M4790) (30-28.1N 130-29.9E) は、
 光度及び光達距離が一時変更されている。
 復旧予定 令和6年4月下旬
 光度 [変更後]3700カンデラ
 [変更前]150000カンデラ
 光達距離 [変更後]12海里

[変更前]18海里
海 図 W 2 1 6 - W 1 2 2 1 - J P 1 2 2 1 - W 1 2 2 2 - J P 1 2 2 2
- W 1 8 2 A - W 1 0 0 2 - W 1 0 7 2 - W 2 1 0 - F W 2 1 0
出 所 十本部交通部、鹿児島海上保安部

★6年137項 南西諸島 - 沖縄島東方 射撃訓練

ホテル・ホテル区域において、自衛艦による水上射撃及び対空射撃が実施される。

期 間 令和6年4月15日～19日（予備日20日、21日）、0600～2000

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 26-23-14N 128-19-53E

(2) 27-06-14N 129-09-52E

(3) 27-06-14N 130-59-52E

(4) 26-10-15N 130-59-52E

備 考 訓練実施中、実施艦に「B」旗が掲揚される

海 図 W 2 2 6 - J P 2 2 6 - W 1 8 2 B - W 1 2 0 3

出 所 防衛省海上幕僚監部

